

带状疱疹ワクチンの定期接種化又は接種費用補助制度の創設を求める件

带状疱疹は、過去に水痘にり患した者が、加齢、疲労、ストレス、免疫の低下等に伴い、体内に潜伏する水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより発症する疾患である。

日本人では、50歳以上でり患率が高まり、80歳までに3人に1人が発症すると推定されており、带状疱疹の皮膚症状がなくなった後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもある。

带状疱疹ワクチンは、発症予防や重症化予防の効果が期待されているにもかかわらず、带状疱疹は法令に定められた定期予防接種の対象疾患ではなく、任意接種による対応となることから接種費用が比較的高額である。

よって、国会及び政府におかれては、带状疱疹ワクチンの効果や導入年齢等の課題に関して更なる検討を進め、带状疱疹ワクチンの予防接種法に基づく定期接種化又は接種費用補助制度の創設を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官 様

仙台市議会議長 赤間次彦